

華藏寺公園水生植物園 P a r k - P F I 事業

公募設置等指針

令和5年12月

伊勢崎市

目次

第1章 事業の概要

1	伊勢崎市華蔵寺公園の概要	1
2	事業内容	3
3	事業の流れ	3
4	事業のイメージ、費用負担及び役割分担	4
5	事業期間	4
6	スケジュール	6
7	事業内容等の変更	6
8	事業の中止	6

第2章 事業の実施条件等

1	公募対象公園施設の種類	7
2	公募対象公園施設の場所	9
3	設置又は管理の開始の時期	10
4	使用料の額の最低額	10
5	特定公園施設の整備に関する事項	10
6	利便増進施設の設置に関する事項	11
7	都市公園の環境の維持及び向上措置	11
8	認定の有効期間	11
9	設置等予定者を選定するための評価の基準	11
10	公募の実施に関する事項等	11
(1)	公募への参加資格等	11
(2)	応募手続	13
(3)	公募設置等計画等の評価、設置等予定者候補の選定、設置等予定者の決定	17
(4)	公募設置等計画の認定	19
(5)	認定公募設置等計画の変更	19
(6)	認定公募設置等計画の取消し	19
(7)	契約の締結等	20
(8)	リスク分担等	20
(9)	事業破綻時の措置	22

第3章 その他の条件等

1	工事中の条件	23
2	法規制等	23

■用語の定義■

P a r k - P F I (P - P F I)	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年の都市公園法（昭和31年法律第79号）改正により新たに設けられた飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備、改修等を一体的に行う者を公募により選定する「公募設置管理制度」のこと。 ・都市公園における民間資金を活用した新たな整備・管理手法として「P a r k - P F I」（略称：P - P F I）と呼称
公募対象公園施設	<p>都市公園法第5条の2第1項に規定する「公募対象公園施設」のこと。飲食店、売店等の公園施設であって、同法第5条第1項の許可の申請を行うことができる者を公募により決定することが、公園施設の設置又は管理を行う者の公平な選定を図るとともに、都市公園の利用者の利便の向上を図る上で特に有効であると認められるもの。</p> <p>例：カフェ、レストラン、売店、屋内子供遊び場 等</p>
特定公園施設	<p>都市公園法第5条の2第2項第5号に規定する「特定公園施設」のこと。公園管理者との契約に基づき、公募対象公園施設の設置又は管理を行うこととなる者が認定公募設置等計画に従い整備する園路、広場等の公園施設であって、公募対象公園施設の周辺に設置することが都市公園の利用者の利便の一層の向上に寄与すると認められるもの。</p>
利便増進施設	<p>都市公園法第5条の2第2項第6号に規定する「利便増進施設」のこと。P - P F Iにより選定された者が占有物件として設置できる自転車駐車場、地域における催しに関する情報を提供するための看板、広告塔</p>
公募設置等指針	<p>P - P F Iの公募に当たり、都市公園法第5条の2の規定に基づき、公園管理者が各種募集条件等を定めたもの。</p>
公募設置等計画	<p>都市公園法第5条の3の規定に基づき、P - P F Iに応募する民間事業者等が公園管理者に提出する計画</p>
設置管理許可	<p>都市公園法第5条第1項の規定により、公園管理者以外の者が都市公園に公園施設を設け、または管理することについて、公園管理者が与える許可</p>
設置等予定者	<p>公園管理者の審査及び評価により、最も適切であると認められた公募設置等計画を提出した者</p>
認定計画提出者	<p>公園管理者が、都市公園法第5条の5の規定に基づき認定した設置等予定者</p>
P P P / P F I 優先的検討規定	<p>平成27年12月に内閣府より示された「多様なP P P / P F I手法導入を優先的に検討するための指針」に基づき、各地方公共団体が定める公共施設等の整備等に関してP P P / P F I手法を優先的に検討するための規定をいう。</p>

第1章 事業の概要

1 伊勢崎市華蔵寺公園の概要

(1) 概要

伊勢崎市華蔵寺公園（以下「華蔵寺公園」という。）は伊勢崎市（以下「市」という。）を代表する総合公園で、平成元年7月には日本都市公園百選に選出されております。

公園内は各所につつじや桜等の花木が植えられ、野外ステージ等の施設や水生植物園に加えて、多くの乗り物を有する遊園地も設置されており、花々の開花時期を中心に県内外から多くの方にご来園いただいております。

また、野球場や陸上競技場を有する総合運動場が整備され、多くの方にご利用いただいているとともに、群馬県高校駅伝競走大会をはじめとした大規模なスポーツ大会にも活用されております。

項目	内容
名称	伊勢崎市華蔵寺公園
所在地	群馬県伊勢崎市華蔵寺町1-1外
敷地面積	26.8ha（うち水生植物園の面積約1.1ha）
開園年月日	昭和31年10月15日
休園日・休場日	(1) 華蔵寺公園 無休 (2) 華蔵寺公園遊園地 毎週火曜日（祝日の場合は開園、4月・8月は無休）及び12月29日から翌年の1月1日まで (3) 華蔵寺公園運動施設 毎月第1・第3火曜日、12月29日から翌年の1月3日まで
施設	(1) 華蔵寺公園 ① 公園西側 陸上競技場、体育館、野球場及びソフトボール球場、テニスコート ② 公園東側 遊園地、水生植物園、屋外ステージ、バードドーム、つつじや桜等の花樹エリア、滑り台などの遊具 ③ 駐車場 ・普通自動車1,548台（うち身障者用20台） ・大型バスは他の公園駐車場へ移動し駐車 (2) 華蔵寺公園遊園地（アトラクション） ジェットコースター（コズミック・エクスプレス）、急流すべり（スペースストリーム）、大観覧車（ひまわり）、スーパーシューティングライド（モンスター×ヒーローズ3D）、ヘリタワー、サイクルモノレール、マジカルグライダー、スカイファイター、メリーゴーランド、豆汽車（ボールドウィン号）、アスレチックハウス、不思議な城、バッテリーカー、メロディペット・小型遊具 (3) 華蔵寺公園運動施設 市民体育館、第二市民体育館、庭球場、野球場、陸上競技場、ソフトボール場、第二グラウンド、補助競技場、弓道場、運動場、相撲場

(2) 園内施設等の利用状況

ア 華蔵寺公園遊園地

入場無料で、水上ジェットコースター、メリーゴーランド等のアトラクションが低料金で楽しめます。公園内は、桜やツツジの名所で、高さ65メートルの観覧車から見る風景がおすすめです。

《華蔵寺公園遊園地利用者数（単位：人）》

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1,811,508	1,692,709	629,207	1,098,426	1,598,957

※令和元年度から令和3年度までについては臨時休園期間等あり

イ 華蔵寺公園花まつり

華蔵寺公園で毎年開催している春の恒例イベントです。

公園内では、3月下旬から4月下旬に約600本のソメイヨシノ、4月中旬から5月中旬に約5,000本のツツジ、6月に入ると約1,000株のハナショウブが咲き誇り、次々に花のリレーが繰り広げられます。



《華蔵寺公園花まつり入り込み状況（単位：人）》

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
大型連休期間中	174,928	192,966	未開催	34,087	126,785
4月1日～5月20日の人（約）	630,000	700,000	不明	270,000	450,000

ウ 華蔵寺公園運動施設

市民体育館、第二市民体育館、庭球場、野球場、陸上競技場、ソフトボール場、第二グラウンド、補助競技場、弓道場、運動場及び相撲場が設置された運動施設です。

《華蔵寺公園運動施設利用者数〔市民体育館外10施設〕（単位：人）》

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
397,575	349,674	188,319	243,563	320,526



2 事業内容

「華蔵寺公園共生『はな咲く。』プロジェクト」により、園内に公募対象公園施設（飲食店等）を設置することで、華蔵寺公園来園者及び公園内施設利用者への便益性の向上を図るとともに、集客力を有する施設の設置により新たな来園者等の増加につなげることで、本公園を核とした地域の活性化を目指していくものです。

また、都市公園法によるP-FIを活用し、民間事業者のノウハウが活用できるよう、公募対象公園施設として飲食機能を有する便益施設を華蔵寺公園内に設置するとともに、公園利用者の利便性向上のため、特定公園施設を整備します。

なお、本事業で実施する業務は次のとおりとし、整備には計画・設計から工事までを含むものとします。

- (1) 公募対象公園施設の設計、整備及び管理運營業務
- (2) 特定公園施設の設計、整備業務
- (3) 特定公園施設の譲渡（市との協議あり）
- (4) その他、双方が合意した事項

3 事業の流れ

(1) 公募設置等予定者の選定

市は、応募者が提出した公募設置等計画の審査を行い、設置等予定者を選定します。

(2) 公募設置等計画の認定

市は、設置等予定者の提出した公募設置等計画について、公募対象公園施設の場所を指定して、当該公募設置等計画が適当である旨の認定をします。

また、市は、当該認定をした日、認定の有効期間、公募対象公園施設の場所を公示します。公募設置等計画の認定後、設置等予定者は認定計画提出者となります。

(3) 基本協定の締結

認定計画提出者は、公募設置等計画に基づき、市との間で、協議の上、事業実施条件や認定計画提出者の権利、義務等を定めた基本協定を締結します。

(4) 公募対象公園施設の整備・管理運営

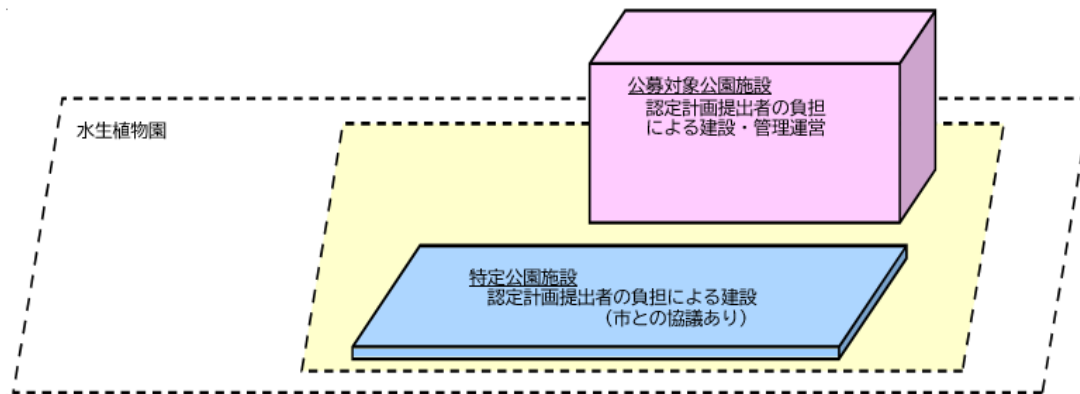
認定計画提出者には、都市公園法第5条に基づく設置管理許可により、公募対象公園施設の整備及び管理運営を行っていただきます。

(5) 特定公園施設の設計・整備

特定公園施設の整備に要する費用は、認定計画提出者が全額負担することとし、公募対象公園施設から見込まれる収益等により賄っていただきます。ただし、特定公園施設の提案内容によっては市との協議の上、一部を市が負担する場合があります。

なお、整備完了後の特定公園施設の維持管理は、市との協議により認定計画提出者が担当していただくことがあります。

4 事業のイメージ、費用負担及び役割分担



項目		公募対象公園施設	特定公園施設
設置・建設時	実施主体	認定計画提出者	認定計画提出者
	費用負担	認定計画提出者	認定計画提出者 ※市との協議あり
	許可	設置管理許可	設置管理許可
管理運営時	実施主体	認定計画提出者	認定計画提出者 ※市との協議あり
	費用負担	認定計画提出者 ※使用料を負担	認定計画提出者 ※市との協議あり
施設の所有者		認定計画提出者	認定計画提出者 ※市との協議あり

5 事業期間

(1) 認定の有効期間

公募設置等計画の認定の有効期間は、公募設置等計画に基づく工事着手の日から最長20年間とします。

なお、公募対象公園施設の設置許可の期間は、公募設置等計画に基づく工事着手の日から10年とします。認定計画提出者は設置管理許可期間の終了日の1箇月以上前までに10年の設置管理許可の更新を申請することとし、市はその許可を与えることとします。

設置管理許可期間には、公募対象公園施設等の撤去（原状回復）の期間も含まれます。ただし、市の判断により、撤去（原状回復）とせず、認定有効期間の終了後においても、設置管理許可を行う場合があります。

市は公募対象公園施設予定地の土地造成、旧市民プールの解体工事及び跡地の駐車場整備を実施する予定であり、水生植物園の再整備工事は令和6年度に予定をしています。市による整備と公募対象公園施設等の整備工事が同時期に行われることから、整備工事の工程等の詳細について市と協議するものとします。

(2) 事業期間と公募対象公園施設の設置許可期間の関係

年度 (令和)	5			6									7		~	14	15						16		~	25	26				
月	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	—	—	8	9	10	11	12	1	2	3	—	—	—	6	7	8
◆公募設置等予定者の選定																															
◆公募設置等計画の認定																															
◆協定締結																															
◆設置管理許可①																															
◆設置管理許可②(更新)																															
◆供用開始																															
◆撤去期間																															
認定計画の有効期間				20年																											
設置管理許可①				10年																											
設置管理許可②																10年															

(3) 認定の有効期間終了後の施設撤去（原状回復）

ア 公募対象公園施設について、認定計画提出者は、事業期間終了後（設置管理許可等を取消又は更新しない場合や認定計画提出者が事業を途中で中止する場合を含む。）、速やかに自己の負担において、解体・原状復旧していただきます。ただし、市の判断により、撤去（原状回復）とせず、認定有効期間の終了後においても、設置管理許可を行う場合があります。

なお、施設等設置工事中の解約、事業中止に関しての用地の原状回復の取り扱いについては、別途協議により決定することとします。

イ 本事業における原状回復とは、原則として認定計画提出者が設置した公募対象公園施設（地下構造物等も含む。）を解体・撤去し、更地として整地することを指します。ただし、市が特定公園施設の譲渡を受けている場合は、原状回復の対象とはなりません。

ウ 認定計画提出者は、原状回復工事の設計完了後、現地での工事着手までに設計内容等の必要書類を書面により本市に提出し、承諾を得てください。

エ 認定計画提出者は、原状回復工事の設計内容について、市の承諾を得た後に、原状回復工事に着手することができます。

なお、市は、事業条件等の内容を満たしていないと判断した場合は、認定計画提出者に対して設計内容の修正を求めることができることとします。

オ 設置者は原状回復工事完了後に市の確認を受けるものとします。設計内容と相違がある場合や十分な原状回復がなされていない場合は、市は是正を求めることができるものとし、設置者はこれに従わなければなりません。

カ 認定計画提出者が原状回復を行わない場合は、市は認定計画提出者に代わり原状回復工事を行い、その費用を認定計画提出者へ請求できるものとします。

6 スケジュール

公募及び事業のスケジュールは以下の予定です。ただし、都合により変更となる場合があります。

公募設置等指針の公表	令和5年12月22日（金）
事前説明会参加申込期間	令和5年12月22日（金）～令和6年1月15日（月）
事前説明会	令和6年1月17日（水）
応募登録期間	令和5年12月22日（金）～令和6年2月9日（金）
質問の受付期間	令和5年12月22日（金）～令和6年1月24日（水）
質問に対する回答	令和6年2月2日（金）頃
公募設置等計画の受付	令和6年2月9日（金）～3月5日（火）
公募設置等計画の評価	令和6年3月
公募設置等予定者候補の選定	令和6年3月
公募設置等予定者の決定	令和6年3月
公募設置等計画の認定	令和6年3月
公募設置等予定者等への通知	令和6年3月
基本協定の締結	令和6年4月
認定計画提出者による設計	令和6年4月～
設置許可申請、承認	令和6年8月～
認定計画提出者による工事着工	令和6年9月～
供用開始	令和7年4月（2025年4月）～
事業終了	～令和26年8月（2044年8月）

7 事業内容等の変更

認定計画提出者が基本協定に基づく事業の実施内容について、やむを得ず変更する必要がある場合は、市と協議を行った上で、相当な理由があると認められる場合に限っては、市の承諾を得て事業の内容を変更することができます。

なお、開業後の事業内容変更は、原則として設置管理許可の更新時とします。

また、グループで応募する場合、グループのその構成員の脱退若しくは追加がある場合は、事前に市の承諾を得る必要があります。

8 事業の中止

公募設置等計画や基本協定、設置管理許可の許可条件等に反する等、本事業の目的から逸脱し、市からの再三の警告などが発せられても改善が見られない場合は、事業を中止していただくことがあります。

また、認定計画提出者は経営状況の悪化等により事業の継続が困難と判断される場合には、事業を中止する日の6箇月前までに市に対して書面により申請を行った上で基本協定の解除及び事業の中止を行うことができることとします。

第2章 事業の実施条件等

1 公募対象公園施設の種類（都市公園法第5条の2第2項第1号）

公募対象公園施設は、都市公園法施行規則（昭和31年建設省令第30号）第3条の3に規定されている便益施設とします。

なお、都市公園は、基本的に一般公衆の自由な利用に供される公共施設であることから、特定の利用者に限定される施設や、騒音や振動等の発生により、他の利用者による公園利用を阻害するような施設は望ましくありません。こうした公園への設置が相応しくない施設及び周辺地域と調和しない施設の提案は認められません。

提案に際しては、これらを踏まえ、以下の条件を満たすものとしてください。

(1) 整備に関する条件

ア 市が指定する公募範囲内で、公募対象公園施設として、飲食機能を有する便益施設を設置してください。

イ 建物の建築面積は最大300㎡までとします。

ウ 建設後に独占的に使用する外構等も含め、土地使用面積は最大700㎡までとします。

なお、土地使用面積は建物の建築面積も含むものとし、原則飛び地は認めません。

エ 華蔵寺公園に相応しい景観に配慮した施設デザインや素材、色彩としてください。

オ ユニバーサルデザインに配慮した設計としてください。

カ 施設や夜間照明等の配置については、死角や暗がりを作らないよう安全性・防犯性に配慮してください。

キ インフラ（電気、上下水、ガス、通信等）の整備が必要な場合は、認定計画提出者の負担において行ってください。そのうち、設置許可を受ける範囲外における埋設管路等については、建設後に市への譲渡が可能な場合があります。

ク 認定計画提出者の負担において整備するインフラを公園内の既設の管路等に接続する場合、子メーターの取付け義務や使用分の電気等料金の支払い義務、公園内の工事・点検に伴う一時的な使用停止への協力義務等が発生する場合があります。接続が必要な場合は協議してください。

ケ 整備予定地の舗装等の撤去や地盤改良が必要な場合は、認定計画提出者の負担において行ってください。

コ 屋外広告物については、伊勢崎市屋外広告物条例（平成19年条例第56号。以下「屋外広告物条例」という。）に適合するものに限りします。

サ 公募対象公園施設の工事着手は、設置許可を受けた後とします。

シ 設置許可を受けた範囲外で工事期間中に占有が必要な場合又は工事着手前に調査測量等で占有が必要な場合は、事前に占有許可を受け、許可時に占有許可使用料を支払っていただきます。1月未満の取扱いについては、1月分の使用料を支払うこととし、円未満の端数が生じるときは切り捨てるものとします。以下の表は、令和5年4月1日時点の占有許可使用料の一例です。

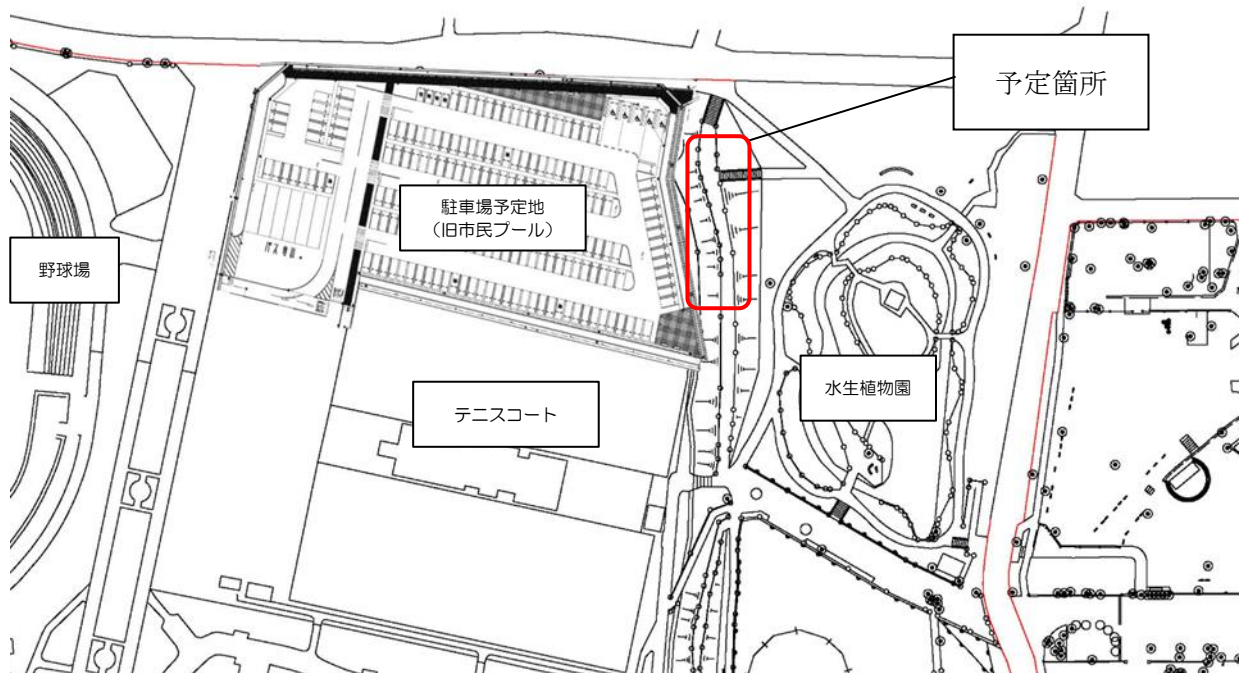
占有施設等の種類	占有許可使用料
工事用施設、工事用材料置場又はそれらに類するもの	190円/㎡・月

(2) 管理運営に関する条件

- ア 必要に応じて市と協調し、公園利用者が利用しやすく、公園利用者及び地域住民の安心・安全に配慮した管理運営としてください。
- イ 持続的に運営可能な事業計画としてください。
- ウ 高齢者、子ども連れ、障害者の方々の利用にも配慮してください。
- エ 公園利用者の利便性を考慮し、年末年始等を除き、原則通年営業としますが、定休日を設ける場合は、土曜日、日曜日及び祝日以外としてください。
- オ 大規模イベント等で著しく周辺が混雑する場合など、都合により、一時的に営業時間の短縮を指示する場合があります。
- カ 営業時の音や振動、照明の照度、営業時間等については、周辺の環境に配慮してください。
- キ タバコの販売は認めません。また、公募対象公園施設内は禁煙としてください。
なお、華蔵寺公園内は指定された場所以外、禁煙としております。
- ク アルコール販売については、市との協議により認めます。
- ケ 公園利用者が店舗を利用することによって生じる公園内のゴミの回収等については、認定計画提出者が相応の負担を負うものとします。
- コ 市産品の使用・提供及び市のPRにつながる物販については、必須ではありませんが可能な限り実施してください。
- サ 年間を通じ、円滑な管理運営が可能な従業員の配置体制及び連絡体制としてください。
- シ 地震・火災等災害時の危機管理に対応した管理運営が可能な従業員の配置体制及び連絡体制としてください。
- ス 営業時間中の荷捌き等について、公園内に車両を進入させる際には事前に市と協議してください。ただし、公園利用者の安全及び公園施設の維持管理に支障が生じないよう配慮してください。
- セ 原則として、認定計画提出者は設置許可期間（更新後の期間も含む。）が満了するまでに認定計画提出者の責任及び負担において、公募対象公園施設部分を撤去し、更地にして返還していただきます。ただし、市の判断により、撤去とせず、認定有効期間の終了後においても、設置管理許可を行う場合があります。
- ソ 必要に応じて、日別の利用者数や月別の売上額、公園貢献活動報告等を記載した事業報告書を提出していただく場合があります。
- タ オープンテラス等の屋外利用については、移動困難な施設設置を伴わない限り、市が指定する公募範囲外であっても可能とします。ただし、その場所を独占的に使用する場合は使用料が発生します。

2 公募対象公園施設の場所（都市公園法第5条の2第2項第2号）

次図のうち、予定箇所から公募対象公園施設の設置対象範囲を選び、そこから使用する範囲を提案してください。その使用する範囲については、認定計画提出者が設置許可を受けて使用する部分となります。



3 設置又は管理の開始の時期（都市公園法第5条の2第2項第3号）

公募対象公園施設の設置許可の申請は、基本協定締結以降とします。設置許可は、工事着手前までに受けてください。設置の開始の時期は、許可日以降となります。

4 使用料の額の最低額（都市公園法第5条の2第2項第4号）

認定計画提出者は、公募対象公園施設の設置許可面積に対して、自ら提案した設置許可使用料単価を乗じた額を設置許可使用料として市へ支払っていただきます。

なお、設置許可面積には、建築物の範囲以外に外構等も含め、独占的に使用する範囲の面積も含まれるものとし、設置許可面積の決定に当たっては、設計協議を経て、認定計画提出者から最終的な計画内容を提出いただき、市が精査確認します。

設置許可使用料単価は、以下の最低額以上としてください。

設置許可使用料単価の最低額 500円/㎡・年

設置許可使用料は、年度ごとに市が発行する納入通知書により支払っていただきます。

原則として、設置許可時又は設置許可更新時に当該年度分を支払っていただき、次年度以降は市の指定する期日までに1年分を支払っていただきます。

許可日の属する年度又は許可終了年度で、使用期間が1年に満たない場合は月割計算とします。

また、1月未満の取扱いについては、1月分の使用料を支払うこととし、円未満の端数が生じるときは切り捨てるものとします。

5 特定公園施設の整備に関する事項（都市公園法第5条の2第2項第5号）

「第2章 2 公募対象公園施設の場所」に記載の予定箇所周辺を対象に特定公園施設の整備をしてください。ただし、特定公園施設の設置箇所は、認定計画提出者が設置許可を受けて使用する部分の外としてください。

特定公園施設は、都市公園法第2条第2項第1号から第3号及び第7号に掲げる公園施設（下表【特定公園施設の例】参照）としてください。

なお、整備対象には、既存の公園施設である四阿（あずまや）の改修も含むものとします。

特定公園施設の整備は、基本協定締結後に設計協議を経て、認定計画提出者から最終的な計画内容を提出いただき、市が精査確認し、その後、着工するものとします。全ての工事を完了した後、市の完了検査を受けていただきます。

また、提案に際しては以下の整備建設条件を満たすものとしてください。

- (1) 公募対象公園施設と一体となって都市公園の利用者の利便の一層の向上に寄与する内容としてください。
- (2) 利用者の安心・安全、ユニバーサルデザインに配慮した設計としてください。
- (3) 店舗利用の有無に関わらず、誰もが利用できるものとしてください。

【特定公園施設の例】

分類	園路広場(第1号)	修景施設(第2号)	休養施設(第3号)	便益施設(第7号)
公園施設の種類	・園路 ・広場	・植栽 ・芝生 ・花壇 ほか	・休憩所 ・ベンチ ・野外卓 ほか	・便所 ほか

6 利便増進施設の設置に関する事項（都市公園法第5条の2第2項第6号）

本指針では提案を求めません。

7 都市公園の環境の維持及び向上措置（都市公園法第5条の2第2項第7号）

(1) 関係法令の遵守及び利用者の安全性・利便性を考慮した管理運営

都市公園法、都市公園条例、屋外広告物条例、伊勢崎市景観まちづくり条例及びその他各種関係法令等を遵守し、公園利用者・地域住民の安心・安全及び公園利用者の利便性を考慮した管理運営を行ってください。

また、管理運営に際しては、定期的に市との連絡、意見交換、協議の場を設け、市と連携し、水生植物園の魅力向上に努めてください。

(2) 暴力団等の施設利用における措置

本施設が暴力団等の活動に利用されることにより、当該暴力団等の利益になると認められるとの疑義がある場合は、市の担当部署を通じ、利益になる利用であるかどうかを群馬県警察に対し照会します。

その結果、利益になる利用であるとの回答又は通報があった場合には、原則として認定計画提出者に対し、公募設置等計画の認定の取消し及び設置許可の取消しを行います。

また、市は、それに伴う営業補償や公募対象公園施設の解体・現状復旧に必要な費用の負担をしないものとします。

8 認定の有効期間（都市公園法第5条の2第2項第8号）

公募設置等計画の認定の有効期間は、認定日から20年間とします。有効期間には、工事及び事業終了時の公募対象公園施設の解体・原状復旧に要する期間を含みます。

9 設置等予定者を選定するための評価の基準（都市公園法第5条の2第2項第9号）

提案書等の審査は、市による事前審査を行った後、複数の学識経験者等で構成する選定委員会が行います。選定委員会では、「第2章10(3)エ 評価基準 (p.18)」に沿って評価を行います。

10 公募の実施に関する事項等（都市公園法第5条の2第2項第10号）

(1) 公募への参加資格等

ア 応募者の資格

応募者は法人又は法人のグループに限り、それぞれ次の条件を満たす必要があります。

(ア) 法人の場合

- ・直近決算において債務超過でないこと。
- ・応募登録をしていること。
- ・本店所在地が日本国内であること。

(イ) 法人のグループの場合

- ・全構成団体について、直近決算において債務超過でないこと。

- ・代表構成団体が事前説明会に参加していること。
- ・応募登録をしていること。
- ・全構成団体について、本店所在地が日本国内であること。

イ 応募者の制限

次の項目のいずれかに該当する者は、応募することができません。法人のグループの構成団体にもなれません。

また、いずれかに該当するにも関わらず、後日それが明らかになった場合、公募設置等計画の認定の取消し及び設置許可の取消しを行います。市はそれに伴う営業補償や公募対象公園施設の解体・現状復旧に必要な費用の負担をしないものとします。

- (ア) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産の申立てを受けている法人
- (イ) 当該法人の設立根拠法に規定する解散又は清算の手続きに入っている法人
- (ウ) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する法人
- (エ) 公募設置等指針公示日から、公募設置等予定者決定通知日までの間に、伊勢崎市建設工事の競争入札に参加する者に必要な資格等について（平成21年伊勢崎市告示第137号）における指名停止を受け、当該指名停止期間を経過していない法人
- (オ) 直近の2年間において、法人税、本店所在地の法人市町村税、固定資産税、消費税及び地方消費税の滞納のある法人（徴収猶予を受けているときは滞納していないものとみなします。）
- (カ) 暴力団である者、暴力団の影響下にある者、暴力団に資金、便宜供与等の協力をしている者、暴力団であることを知りながら利用（委託、請負、資材購入や雇用）をしている者、暴力団と密接な交友関係を有する者
- (キ) 選定委員会委員が経営又は運営に直接関与している法人
- (ク) 過去2年間に、本店及び支店の所在地において食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく行政処分を受けた者

ウ 応募条件

- (ア) 応募する法人（以下「応募法人」という。）は、他の応募する法人のグループ（以下「応募グループという。」）の構成団体となることはできません。
- (イ) 構成団体は、複数の応募グループの構成団体となることはできません。

エ 応募グループ構成団体の変更

応募グループの場合、代表構成団体の変更は認めません。代表構成団体以外の構成団体については、公募設置等計画の提出前であれば、変更を認めます。その場合、市は必要に応じて応募者に書類の再提出等を求めることがあります。

(2) 応募手続

ア 公募設置等指針の公示

公募設置等指針や提出様式等は、市のホームページに掲載します。掲載期間中、掲載資料が一部変更になる場合があります。その場合、掲載資料を差し替えた旨を市のホームページに記載します。

以下の表の後日配布資料については、希望者への個別配布とするため、希望する場合は所定の時期に事務局へ申し出てください。ただし、個別配布資料については、本公募設置等計画の作成又は実施に係る用途以外には使用しないでください。

なお、必要に応じて、応募登録申込者へ直接電子メール等により別途資料を配布する場合があります。

【掲載資料】

	資料等	備考	配布方法
—	公募設置等指針		HP掲載又は事務管理課・公園緑地課
	公募設置等指針（参考資料）		HP掲載又は事務管理課・公園緑地課
提出様式	事前説明会申込書	様式1	HP掲載又は事務管理課・公園緑地課
	応募登録申込書	様式2	HP掲載又は事務管理課・公園緑地課
	質問書	様式3	HP掲載又は事務管理課・公園緑地課
	応募辞退届	様式4	HP掲載又は事務管理課・公園緑地課
	公募設置等計画等	様式5～14	HP掲載又は事務管理課・公園緑地課
後日配布	公園平面図（参考図）	CADデータ	様式1提出後に個別配布（希望制）
	その他（都合により生じた場合）		HP掲載等

イ 事前説明会

主に事業概要や公募条件等について説明を行うために、事前説明会を開催します。説明会の中では、質疑の時間も設ける予定としています。1法人につき3名まで出席できることとします。

事前説明会に参加される場合は、事前に申込みが必要ですので、事前説明会参加申込書（様式1）に必要事項を記入の上、以下の申込期限までに事務局へ電子メールにより提出してください。

【申込期間】令和5年12月22日（金）から令和6年1月15日（月）

【開催日時】令和6年1月17日（水）

【開催場所】伊勢崎市役所

【その他】時間と場所はメール等によりご案内します

ウ 応募登録

本事業に参加する場合は、必ず応募登録をしてください。

応募登録は、応募法人又は応募グループに限ります。個人での応募登録はできません。応募グループで公募設置等計画の提出を予定されている場合は、代表構成団体が応募登録を行

ってください。

なお、公募設置等計画の受付前に限り、応募グループの構成団体を変更することは可能です。

応募登録は、応募登録申込書（様式2）に必要事項を記入の上、以下の応募登録期間内に事務局へ電子メールにより提出してください。

【応募登録期間】令和5年12月22日（金）から令和6年2月9日（金）まで

エ 質問及び質問に対する回答

公募設置等指針に対する質問は、質問書（様式3）に質問事項を記入の上、以下の受付期間内に事務局へ電子メールにより提出してください。

原則、電話での質問は受け付けません。

質問に対する回答は、以下の回答時期を目途に市のホームページに掲載します。

回答については、回答時期までに複数回に分けて掲載する場合があります。

【受付期間】令和5年12月22日（金）～令和6年1月24日（水）

【回答時期】令和6年2月2日（金）頃

オ 応募辞退

応募登録後に参加を辞退する場合は、応募辞退届（様式4）に必要事項を記入の上、電子メールにより提出してください。

カ 公募設置等計画等の提出

応募登録をした者は、公募設置等計画、誓約書、応募制限関連書類及び応募資格関連書類について、各様式に必要事項を記入の上、以下に従い提出してください。

【提出物】後述の「提出書類一覧」に記載する紙資料及び電子データ

【受付期間】令和6年2月9日（金）～3月5日（火）

【提出方法】提出窓口へ持参又は郵送（必着）

※郵便事故について、市は責任を負いません。

キ 提出書類作成上の注意点

(ア) 一般事項

- ・公募設置等計画等の提出は、1応募者につき1提案とします。
- ・関係法令及び条例を遵守し、かつ本公募設置等指針に記載された条件を満たすとともに関係機関へ必要な協議確認を行った上で提出書類を作成してください。
- ・提出書類の作成及び提出に必要な諸費用は応募者の負担とします。
- ・提出書類の提出後の変更は、原則認めません。
- ・必要に応じて、提出書類一覧に記載以外の書類の提出を求める場合があります。
- ・提出書類については、A4縦型ファイル（左2点綴じ）に綴じ込み、目次、頁数及びインデックスを付け、わかりやすさ、見やすさに配慮してください。
- ・綴じ込みの順番は「第2章10(2)キ(オ) 提出書類一覧 (p.15)」に合わせてください。その他資料のある場合は、巻末に添付してください。
- ・A4縦型ファイルの背表紙には、「華蔵寺公園P-PFI公募設置等計画」、応募者名及び正副の別について、縦書きで記載してください（テプララベル等でも可）。

(イ) 誓約書、応募制限関連書類及び応募資格関連書類（様式5～8）

- ・A4判縦、白黒印刷として提出してください。
- ・なお、できる限り両面印刷に努めてください。

(ウ) 公募設置等計画（様式9～13）

- ・A4判縦又はA3判横、左2点綴じとし、頁数を付して提出してください。なお、でき

る限り両面印刷に努めてください。

- ・明確かつ具体的に記述してください。わかりやすさ、見やすさに配慮し、必要に応じ図表、写真、スケッチ等を適宜使用してください。

(エ) 電子データ

- ・提出書類一式をPDF形式に電子データ化したものをCD-R又はDVD-Rにて1部提出してください。
- ・全ての電子データについて、提出前に最新のウイルス定義ファイルに更新し、ウイルスチェックをしてください。

(オ) 提出書類一覧

提出書類	様式	提出部数	
		正	副
1 誓約書等			
(1) 誓約書	様式5	1部	12部
(2) 委任状	様式6	1部	12部
2 応募制限関連書類（全ての構成団体について提出）			
(1) 定款又は寄付行為の写し		1部	12部
(2) 法人登記簿謄本及び印鑑証明		1部	12部
(3) 役員名簿	様式7	1部	12部
(4) 過去2年間の法人税、本店所在地の法人都道府県民税及び法人市町村民税、固定資産税、消費税及び地方消費税納税証明書 ※未納がない証明でも良い。		1部	12部
(5) 財務状況表（直近3年間）	様式8	1部	12部
(6) 財務諸表「貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書（純資産変動計算書）、キャッシュ・フロー計算書（作成している法人のみ）、注記等」（直近3年間）の写し ※有価証券報告書を提出している場合は該当箇所の写しでも良い。 ※連結財務諸表作成会社については、連結財務諸表、単体財務諸表 ※公益法人等の場合は、これらに準ずる財務諸表		1部	12部
(7) 事業報告書・事業計画書等（直近3年間） ※有価証券報告書を提出している場合は該当箇所の写しでも良い。		1部	12部
3 公募設置等計画			
(1) 公募設置等計画書	様式9	1部	12部
(2) 事業計画	様式10	1部	12部
① 事業の実施方針（事業コンセプト等）			
② 事業実施体制			
③ 施設の設置計画（イメージパース等）			
④ 施設の管理運営計画			
⑤ 事業スケジュール			

(3) 公募対象公園施設整備・管理運営計画 ① 公募対象公園施設の概要 ② 周辺施設との差別化や公園の利用促進（目的地化） ③ 公園との一体性や利便性の向上 ④ 設計施工の内容 ⑤ 提案する設置許可使用料 ⑥ 管理運営の内容	様式11	1部	12部
(4) 特定公園施設整備・管理運営 ① 特定公園施設の概要と設置効果 ② 設計施工の内容 ③ 管理運営の内容	様式12	1部	12部
(5) その他	様式13	1部	12部
(6) 収支計画	様式14	1部	12部

ク プレゼンテーション資料

公募設置等計画等を提出された者は、プレゼンテーション用の資料のデータを以下のとおり提出してください。プレゼンテーション日やプレゼンテーションの詳細については、プレゼンテーション実施前までに応募者へ案内する予定です。

また、電子データについては、事前にウイルスチェックをしてください

【提出資料】プレゼンテーション時発表資料をCD-R又はDVD-Rにて2部提出

※公募設置等計画等で記載されている以外の内容は使用できません。

【提出期限】令和6年3月（プレゼンテーション日の1週間前まで）

【提出方法】提出窓口へ持参（職員に手渡し）又は郵送（期日までに必着）

※郵便事故について、市は責任を負いません。

ケ 事務局（整備に係る問い合わせ先及び提出資料に係る窓口）

① 整備に係る問い合わせ先

伊勢崎市今泉町二丁目4 1 0 番地 伊勢崎市役所東館4階

伊勢崎市都市計画部公園緑地課

TEL：0270-27-2769（直通） Fax：0270-23-9800（代表）

E-Mail：kouen@city.isesaki.lg.jp

② 提出資料に係る窓口

伊勢崎市今泉町二丁目4 1 0 番地 伊勢崎市役所東館4階

伊勢崎市企画部事務管理課

TEL：0270-27-2708（直通） Fax：0270-23-9800（代表）

E-Mail：jimukan@city.isesaki.lg.jp

受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日、日曜日、祝日及び令和5年12月29日から令和6年1月3日までを除く。）

(3) 公募設置等計画等の評価、設置等予定者候補の選定、設置等予定者の決定

ア 審査方法

設置等予定者候補の選定は、市が都市公園法第5条の4第1項に基づき、全ての公募設置等計画の審査を行い、その審査を通過した計画について都市公園法第5条の4第2項に基づき、評価を行う2段階で実施します。

第1次審査では、提出された全ての公募設置等計画等について、以下の点を審査します。

(ア) 参加資格の確認

応募者が、資格等を満たしているかを審査します。

(イ) 法令順守に関する審査

公募設置等計画等の内容が法律、条例等に違反していないことを審査します。

(ロ) 公募設置等指針に照らし適切なものであることの審査

公募設置等計画等が公募設置等指針に照らし、適切なものであることを審査します。審査の内容は次のとおりです。

- ・公募設置等計画が、公募設置等指針で示した目的や場所等と適合していること
- ・記載すべき事項が示されていること
- ・認定期間中の建設・運営の確実性が、提出された客観的な資料により見込めること

第2次審査では、第1次審査を通過した提案について、選定委員会において、「第2章10(3)エ 評価基準 (p.18)」に沿って審査します。応募者には、選定委員会において、提案内容に関するプレゼンテーションを実施していただきます。プレゼンテーションの日時、場所等は、事務局から連絡します。

なお、応募者が多数あった場合は、プレゼンテーションに先立ち、提出された書類のみで審査を行い、あらかじめ5者程度を選定する場合があります。その場合、選定外となった応募者に対しては事務局から通知します。

イ 選定委員会

提案書の審査については、選定委員会が行います。選定委員会は、応募者から提出された公募設置等計画等について「第2章10(3)エ 評価基準 (p.18)」に基づき審査を行い、設置等予定者候補を選定します。

ウ 選定委員会の委員等への接触の禁止等

応募法人又は応募グループの全ての構成団体について、設置等予定者の決定までに選定委員会の委員、本事業に従事する市職員に対して、本事業提案について接触することは禁止します。

また、公募設置等指針公示日から設置等予定者決定通知日まで、提案内容や審査内容等に関する問い合わせにはお答えできません。

エ 評価基準

評価項目	評価の視点	配点
事業の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・華蔵寺公園の特性等を踏まえた事業運営の目的、基本的考え方について評価する。 ・事業全体のスケジュール及び進め方について評価する。 ・利用者の利便の向上に向けた考え方について評価する。 ・地域との連携方針について評価する。 	30
事業の実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・応募法人等の役割分担、役割に応じた実績及び財務健全性について評価する。 ・業務の実施体制、緊急時の連絡体制、人員の配置について評価する。 	20
施設の整備計画	<ul style="list-style-type: none"> ・公園利用者の利便の向上に資する施設整備計画について評価する。 ・景観、バリアフリー等への配慮について評価する。 ・施工計画、工事工程計画について評価する。 ・特定公園施設の建設に係る品質確保について評価する。 	40
施設の管理運営計画	<ul style="list-style-type: none"> ・公園利用者の利便の向上に資する管理運営計画について評価する。 ・災害発生時の対応など安心・安全に配慮した管理計画について評価する。 ・周辺地域との連携方策について評価する。 	30
事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ・持続的な資金計画、収支計画について評価する。 ・利用者数の想定等をもとにした持続的な経営計画について評価する。 ・事業撤退等に至ると想定されるリスクと対応方針について評価する。 	20
価額提案	<ul style="list-style-type: none"> ・特定公園施設の建設に要する費用のうち、市が負担する額について評価する。 ・公募対象公園施設に係る使用料の額について評価する。 	20
計		160

オ 設置等予定者候補の選定

選定委員会は、公募設置等計画の提出者の中から設置等予定者候補を選定します。設置等予定者候補については、複数選定する場合や該当者なしとする場合もあります。

選定後、選定委員会は選定結果の内容を市に答申します。

カ 設置等予定者の決定

市は、選定委員会の答申を受けて設置等予定者を決定します。設置等予定者については、複数決定する場合や次点を決定する場合、該当者なしとする場合もあります。

キ 結果の通知

決定結果は速やかに全ての応募者に対して文書にて通知することとし、電話等による問い合わせには応じません。

また、決定結果については、市のホームページへの掲載等により、次の内容を公表する予定です。

- (ア) 選定委員会の開催日時及び選定委員
- (イ) 設置等予定者として決定された団体の名称
- (ウ) 設置等予定者の提案の概要
- (エ) 各応募者の総得点及び公募設置等指針に記載の評価項目ごとの得点内訳

(4) 公募設置等計画の認定

市は、設置等予定者を決定し、その結果を通知した後、設置等予定者が提出した公募設置等計画を認定し、これ以降、設置等予定者は認定計画提出者になります。認定に当たっては、選定委員会での意見等を踏まえ、必要に応じて市と設置等予定者との調整により、設置等予定者が提出した公募設置等計画を一部変更した上で、当該変更後の計画を認定する場合があります。

なお、公募設置等計画が認定された場合でも、提出された計画の内容全てが必ず実施できることを担保するものではありません。認定後、設計協議を進める中で、関係者等との協議が調わなかった場合などは、計画内容を変更していただく場合があります。

(5) 認定公募設置等計画の変更

公募設置等計画の認定後、各種調査、関係者調整等を実施した上で、詳細な事業計画を策定した結果、認定公募設置等計画を変更せざるを得ない場合は、認定計画提出者は市と協議の上、認定公募設置等計画の変更の申請を行う必要があります。変更に当たっては、都市公園法第5条の6第2項第1号及び第2号で規定する基準に適合すると認められる場合に限り、変更の認定を行うことができます。

(6) 認定公募設置等計画の取消し

認定計画提出者又は公募設置等計画について、「第2章 事業の実施条件等」に定める事項の不履行、法令違反又は、詐欺その他不正な手段により認定を受けていたと市が認めた場合、認定公募設置等計画及び設置許可の取消しを行うことがあります。その場合、認定計画提出者の負担により公募対象公園施設を撤去し、更地にして返還していただく必要があります。認定計画提出者が公募対象公園施設の撤去・更地返還を行わない場合、市は、認定計画提出者に代わり撤去・更地工事を行い、その費用を認定計画提出者へ請求します。

(7) 契約の締結等

市と認定計画提出者の間で、下記の契約手続き等を行います。

ア 基本協定

認定計画提出者は、市が認定した公募設置等計画に基づき、市と協議の上、本事業の実施に関する事項を定めた基本協定を締結します。

イ 特定公園施設譲渡契約等

特定公園施設の建設に係る工事については、市と認定計画提出者が「特定公園施設譲渡契約」を締結し、事業者の負担において施工していただき、建設完了後に市へ譲渡していただくことを基本としますが、市との協議により譲渡せず認定計画提出者が維持管理をしていただくことがあります。特定公園施設の譲渡については、店舗の供用開始までに完了させてください。

また、特定公園施設の建設に伴い工事エリアとして公園を占有する場合、都市公園法第6条に基づく都市公園占有許可を受けるものとしますが、この場合の占有許可使用料については、原則として免除します。

(8) リスク分担等

ア リスク分担

公募対象公園施設の建設・管理運営における主なリスクについては、次表の負担区分となります。

なお、リスク分担に疑義がある場合、又はリスク分担に定めのない内容が生じた場合は、市と認定計画提出者が協議の上、負担者を決定するものとします。

リスクの種類	内容	負担者	
		市	認定計画提出者
法令変更	認定計画提出者が行う整備・管理運営業務に影響のある法令等の変更	協議事項	
第三者賠償	認定計画提出者が行う整備・維持修繕・運営において第三者に損害を与えた場合		○
物価	設置等予定者決定後のインフレ、デフレ		○
金利	設置等予定者決定後の金利変動		○
不可抗力	自然災害等による業務の変更、中止、延期、臨時休業 ※1	公募対象公園施設	○
		特定公園施設 (整備に係る事項)	○
資金調達	必要な資金確保		○
事業の中止延期	市の責任による中止・延期	○	
	認定計画提出者の責任による中止・延期		○
	認定計画提出者の事業放棄・破綻		○
申請コスト	申請費用の負担		○

引継コスト	施設運営の引継ぎ費用の負担		○
施設競合	競合施設による利用者減、収入減		○
需要変動	当初の需要見込みと異なる状況		○
運営費の増大	市の責による運営費の増大	○	
	市以外の要因による運営費の増大		○
施設の修繕等	施設、機器等の損傷	公募対象公園施設	○
		特定公園施設	○
債務不履行	市の協定内容の不履行	○	
	認定計画提出者の事由による業務又は協定内容の不履行		○
性能リスク	市が要求する業務要求水準の不適合に関するもの		○
土地の瑕疵	土地の瑕疵（土壌汚染等）に起因する対応費用の増加や工期の遅延	○	
	調査資料等で予見できることに関するもの		○
損害賠償	施設、機器等の不備による事項		○
	施設管理上の瑕疵による事項		○
警備リスク	認定計画提出者の警備不備による事項		○
運営リスク	施設、機器等の不備又は、施設管理上の瑕疵並びに火災等の事故による臨時休業等に伴う運営リスク		○
	大規模イベント時等、市の指示による一時的な営業時間の短縮等に伴う運営リスク ※2		○

※1

- ・災害により施設が損傷した場合は、認定計画提出者で応急復旧を行ってください。
- ・公募対象公園施設が復旧困難な被害を受けた場合、市は、認定計画提出者に対して当該施設等に関する業務の停止を命じることがあります。
- ・業務の一部又は全部の停止を命じた場合であっても、市は認定計画提出者の運営する公募対象公園施設の休業補償は行いません。

※2

- ・業務の一部又は全部の停止を命じた場合であっても、市は認定計画提出者の運営する公募対象公園施設の休業補償は行いません。

イ 損害賠償責任

認定計画提出者は、公募対象公園施設の整備・管理運営に当たり、認定計画提出者の故意又は過失により、市又は第三者に損害を与えたときは、認定計画提出者がその損害を市又は第三者に賠償するものとします。

また、市は、認定計画提出者の故意又は過失により発生した損害について、第三者に対して賠償を行った場合、認定計画提出者に対して、賠償した金額及びその賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとします。

ウ その他

- ・認定公募設置等計画の実施については、応募法人又は代表構成団体が当該業務を遂行する責務を負うこととします。
- ・公募対象公園施設の管理運営については応募法人又は構成団体が実施することとします。

(9) 事業破綻時の措置

認定計画提出者は、認定された公募設置等計画の有効期間内に事業が破綻した場合、都市公園法第5条の8に基づき、市の承認により別の民間事業者が事業を承継するか、認定計画提出者の負担により公募対象公園施設を撤去し、更地にして返還していただく必要があります。

なお、認定計画提出者が公募対象公園施設の撤去・更地返還を行わない場合、市は、認定計画提出者に代わり撤去・更地工事を行い、その費用を認定計画提出者へ請求します。

第3章 その他の条件等

1 工事中の条件

- (1) 施設の施工に当たり、市と円滑な協議が可能な管理体制としてください。
- (2) 工事期間中の公園利用者の安全や周辺環境に配慮した提案としてください。
- (3) 工事中の音、振動等については、周辺に配慮してください。
- (4) 本事業と並行して公園建設に係る工事を行うこととしているため、設計段階、施工段階においては、関係者と綿密に調整を行ってください。
また、本事業に関連して、事業区域内において、市以外の者がその他の工事を行う場合がありますので、その場合は同様に調整を行ってください。
- (5) 認定計画提出者が設置する施設の設置許可あるいは占用許可、確認申請等の必要な手続き期間も考慮したスケジュール管理をしてください。

2 法規制等

公募設置等計画の内容は、都市公園法、都市公園条例、屋外広告物条例、伊勢崎市景観まちづくり条例及びその他各種関係法令等を遵守してください。

事業の実施に当たり、必要な許認可の取得や手続きについては、認定計画提出者の負担により実施してください。